

第 37期 決 算 公 告

2026年7月1日

愛知県名古屋市中区上前津二丁目4番5号
株式会社名古屋エム・シーカード
代表取締役 服部 悟

貸 借 対 照 表

2026年 3 月 31 日 現在 (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔 資 産 の 部 〕		〔 負 債 の 部 〕	
流 動 資 産	2,328,754,655	流 動 負 債	1,712,686,007
現金・預金	11,145,699	加盟店未払金	302,637,049
会員未収金	1,975,446,739	短期借入金	441,475,000
営業貸付金	28,934,629	未払金	745,062,310
貯蔵品	7,876,904	未払費用	91,053,594
未収金	321,066,371	前受収益	59,750,993
前払費用	165,729	預り金	641,381
未収収益	24,499,921	仮受金	349,131
未収入金	1,318,197	前受保証料	9,614
仮払金	584,616	分割利益繰延	1,403,450
貸倒引当金	△ 42,284,150	販売促進引当金	62,426,000
		未払消費税等	1,277,900
		賞与引当金	6,036,000
		短期リース債務	381,085
		未払法人税等	182,500
固 定 資 産	70,878,185	固定負債	18,308,507
有形固定資産	11,046,291	退職給付引当金	802,000
建物付属設備	4,152,891	役員退職慰労金引当金	2,360,000
器具備品	5,385,819	利息返還損失引当金	13,761,861
リース資産	1,507,581	長期リース債務	1,384,646
		負 債 合 計	1,730,994,514
無形固定資産	986,342	〔 純 資 産 の 部 〕	
電話加入権	986,342	株主資本	668,638,326
		資本金	30,000,000
投資その他の資産	58,845,552	利益剰余金	918,106,326
投資有価証券	114,733	利益準備金	7,500,000
差入保証金	8,443,000	別途積立金	100,000,000
その他投資	206,000	繰越利益剰余金	810,606,326
繰延税金資産	50,081,819	自己株式	△ 279,468,000
		評価・換算差額等	
		有価証券評価差額金	
		純 資 産 合 計	668,638,326
資 産 合 計	2,399,632,840	負債及び純資産合計	2,399,632,840

< 個別注記表 >

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

市場価格のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法

2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した
建物（付属設備を除く）については定額法

② ソフトウェア

自社利用分については、社内における
利用可能（5 年）に基づく定額法

③ 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年度政令第 83 号）により、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額まで償却が終了しているものについては、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。

3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については倒産確率により、保証債権については母体行のアンカバー率、デフォルト確率によりそれぞれ回収不能見込額を計上。貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金は、ポイント交換による損失に備えるため、総付与ポイント、生涯交換率、交換済ポイント、未交換ポイント、ポイント単価より期末でのポイント交換見込額を計上しております。

なお、これらのうち生涯交換率については、2017 年度より「当社での実績値ベースの交換率」となっております。

③ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の期末支給見込額を計上しております。

④ 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分について顧客からの返還請求に基づく返還損失に備えるため、過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込み額を引き当てておりますが、2020 年 3 月以降は、それまでの推移も踏まえ、新たな繰入れを行わないことと変更しました。

4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、同会計基準及び適用指針を適用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。また、当該取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格についてはリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残存保証額とし、それ以外は零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

② 消費税の会計処理

税抜方法

5) 年会費収入における「収益認識基準」の適用について

「収益認識に関する会計基準への適用方針」（企業会計基準第 29 号）が 2021 年 4 月適用開始となったことにより、年会費収入（その他営業収益）については「収益認識基準」を採用のうえ第 33 期より適用し、繰延処理（前受収益の計上）を行っており、繰延処理した金額は貸借対照表において「前受収益 59,750,993 円」と表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

1) 有形固定資産の減価償却累計額は、 37,190,050 円

2) 保証債務は、 5,110,645 円
(内、関係会社分 5,110,645 円)

3) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。

3. 株主資本等変動計算書の注記

①発行済株式の種類および株式数は次のとおりであります。

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	600 株	—	—	600 株
普通株式	600 株	—	—	600 株

②当社の配当については、次のとおりであります。

当会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総 額	1 株当 たりの金額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	0 円	0 円	2025 年 3 月 31 日	年 月 日

基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計年度の末日となるもの

決議予定	株式の種類	配当金 の総額	配当の 原資	1 株当 たりの金額	基準日	効力発生日
2026 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	— (※)	利益 剰余金	— (※)	2026 年 3 月 31 日	2026 年 6 月 26 日

※配当金の総額及び 1 株当たりの金額につきましては、当会計年度末現在、未定であります。2018 年 6 月 5 日付「基本協定書」に基づき、名古屋銀行との協議を経て決定する予定です。

- ③ 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（企業会計基準第 6 号平成 17 年 12 月 27 日）および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 9 号平成 17 年 12 月 27 日）が会社法施行日以後終了する会計年度から適用されることになったことに伴い、同会計基準および適用指針を適用し、従来の剰余金計算書に替えて株主資本等変動計算書を作成しております。

4. 税効果に関する注記

- ① 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
一般貸倒引当金	4,440,127 円
個別貸倒引当金	10,071,957 円
販売促進引当金	22,036,378 円
利息返還損失引当金	4,857,936 円
繰越欠損金	28,945,880 円
その他	4,028,489 円
小計	74,380,767 円
評価性引当額	24,298,948 円
繰延税金資産 合計	50,081,819 円

- ② 2019 年度より、名古屋市民税の 5%減税廃止条例が施行となり、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、34.4%として算出しておりましたが、2026 年度より防衛特別法人税が創設され、35.3%にて計算しております。